

## 複合型サービスの人員・設備基準①

基準項目	要件等
従業者の 員数	<p>①日中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通いサービス提供：利用者3人に対し1以上（常勤換算）</li> <li>・ 訪問サービス提供：2以上（常勤換算）</li> <li>・ 人員配置は各サービスに固定にせず、柔軟な業務遂行が可能</li> <li>・ 通いサービス及び訪問サービス提供のうちそれぞれ1以上は保健師、看護師又は准看護師</li> </ul> <p>②夜間・深夜</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 泊まりサービス及び訪問サービス提供：2人以上（うち1人は宿直勤務可） （泊まりサービスの利用者がいない場合、訪問サービス提供のために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間・深夜の時間帯を通じて宿直勤務及び夜間・深夜の勤務を行う従業員を置かないことができる）</li> </ul> <p>③従業者のうち1以上が常勤の保健師又は看護師</p> <p>④従業者のうち保健師、看護師又は准看護師は常勤換算法で2.5人以上</p> <p>⑤訪問看護事業者の指定を併せて受け、同一事業所で一体的な運営をしていれば、訪問看護ステーションの人員基準（看護職員2.5人以上）を満たすことにより④の基準を満たすものとみなす</p> <p>⑥「認知症対応型共同生活介護事業所」「地域密着型特定施設」「地域密着型介護老人福祉施設」「指定介護療養型医療施設」を併設する場合、一体的な運営をしていれば兼務可能（同一時間帯で職員の行き来を認める）</p> <p>⑦必要な研修を修了し、居宅サービス計画等の作成に専従する介護支援専門員（非常勤可、管理者との兼務可）を置く</p> <p>⑧介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、事業所・併設施設等の他の職務に従事できる</p>

※黒字は小規模多機能型居宅介護の基準に準じている部分

※茶字は複合型サービスで特徴となる部分

## 複合型サービスの人員・設備基準②

基準項目	要件
管理者	①常勤専従（管理上支障が無い場合は、事業所・併施設等の職務に従事できる） ②特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 <b>小規模多機能型居宅介護事業所</b> 、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業員又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験があり、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了した者 <b>又は保健師若しくは看護師</b>
代表者	①特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 <b>小規模多機能型居宅介護事業所</b> 、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業員又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験があり、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了した者 <b>又は保健師若しくは看護師</b>
登録定員・ 利用定員	①登録定員：25人以下 ②通いサービス利用定員：登録定員の2分の1から15人まで ③泊まりサービス利用定員：通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで
設備・ 備品等	①居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ ②宿泊室 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個室の定員：1人（利用者の処遇上必要と認められる場合は2人）</li> <li>・個室の床面積：7.43㎡以上（<b>病院又は診療所の場合は6.4㎡以上（定員1人の場合に限る）</b>）</li> <li>・個室以外の宿泊室：合計面積が1人当たり概ね7.43㎡以上で、プライバシーが確保された構造</li> </ul> ③家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地する

※黒字は小規模多機能型居宅介護の基準に準じている部分

※茶字は複合型サービスで特徴となる部分

## (参考) 複合型サービスの人員 (イメージ)

登録定員	25人
通いサービス	15人利用/日
宿泊サービス	9人利用/日

(注1) 常勤換算方法は不要  
(注2) 職種は問わない

		介護・看護職員数	合計
日中	通いサービス	5人(常勤換算)うち看護職員1人(注1)	7名
	訪問サービス	2人(常勤換算)うち看護職員1人(注1)	
夜間	夜勤職員	時間帯を通じて1人以上(注1、2)	2名
	宿直職員	時間帯を通じて1人以上(注1、2)	



看護職員数	2.5人以上(常勤換算)
うち保健師又は看護師	1人以上(常勤)

介護支援専門員	1以上(注1) ※利用者の処遇に支障がない場合は、複合型サービス事業所等の他の職務に従事可
---------	--

# 複合型サービスの運営基準

基準項目	要件
主治医との関係	<p>①常勤の保健師又は看護師は、主治医の指示に基づき適切な指定複合型サービス（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助に限る。以下「看護サービス」という。）が提供されるよう、必要な管理を行う</p> <p>②看護サービスの提供の開始に際し、主治医による指示を文書で受ける</p> <p>③主治医に複合型サービス計画書及び複合型サービス報告書を提出し、看護サービスの提供に当たり主治医との密接な連携を図る</p> <p>④複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合には、主治医の文書による指示及び複合型サービス報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる</p>
複合型サービス計画書及び複合型サービス報告書	<p>①管理者は、介護支援専門員に複合型サービス計画書の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。）に複合型サービス報告書の作成に関する業務を担当させる。</p> <p>②介護支援専門員は、看護師等と密接な連携を図りつつ複合型サービス計画書の作成を行う</p> <p>③介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望と環境を踏まえ、他の従業者と協議の上、援助の目標、目標達成のための具体的なサービスの内容等を記載した複合型サービス計画書を作成する</p> <p>④計画書を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う</p> <p>⑤看護師等（准看護師を除く。）は、訪問日、提供した看護内容等を記載した複合型サービス報告書を作成する。</p>
緊急時等の対応	<p>①サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合は、臨時応急の手当を行う（従事者が看護師等である場合）とともに、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる</p>

※黒字は小規模多機能型居宅介護の基準に準じている部分

※茶字は複合型サービスで特徴となる部分

## (参考) 複合型サービスの運営基準

(主治医との関係、複合型サービス計画及び複合型サービス報告書)

	複合型サービスの 一般的な利用者	複合型サービスの 例外的な利用者
	看護サービスが 必要	看護サービスが 必要でない
①主治医からの指示	要	不要
②複合型サービス計画 (介護支援専門員が看護師等と密接な連携を図りつつ作成)	要	要
③複合型サービス報告書 (看護師等(准看護師除く)が作成)	要	不要
④主治医への提出 (定期的(概ね1カ月程度)に提出)	要	不要

種類	記載項目
複合型サービス計画	・援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容並びに看護サービスに係る利用者の希望、主治医の指示や看護目標、及び具体的なサービス内容等を含む
複合型サービス報告書	・訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を含む

※黒字は小規模多機能型居宅介護の基準に準じている部分

※茶字は複合型サービスで特徴となる部分